

青森県報

号外第六十五号

令和三年
七月五日
(月曜日)

目 次

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) ……二
○青森県県税条例等の一部を改正する条例……………	(税 務 課) ……三
○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……五
○青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………	(高 齢 福 祉 保 險 課) ……三
○青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三
○青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例……………	(農村整備課) ……四
○青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(道 路 課) ……五

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年十月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

(青森県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第二項の表第三十一条第二項の項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

青森県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十六号を削り、同項第二十七号を同項第二十六号とし、同条第二項第三号中「、法第七百四十八条及び第七百四十九条の規定による法第七百四十八条の表第二号の中欄に掲げる帳簿に係る承認に関する事項並びに法第七百五十三条第一項(法第七百五十四条において準用する場合を含む。)の規定による当該承認の取消しに関する事項」を削る。

第五十六条第一項第三号中「及び同法」を「、同法」に改め、「発電事業等」という。)の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(第六十条第二項及び第三項において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第六十条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第九十九条第二項中「であつて、知事の承認を受けたときは、法第七百四十八条」を「には、法第七百四十八条第一項」に、「当該承認を受けた」

を「当該」に改め、同条第三項を削る。

附則第三条の三第一項中「扶養親族の」を「扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の」に、「同項第七号」を「法第二十三条第一項第七号」に改める。

附則第四条の二第二項中「令和四年度」を「令和九年度」に改める。

附則第二十一条第一項中「法附則第六十二条第一項に規定する政令で定める」を「政令附則第三十八条に規定する」に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項」を「法附則第五十九条第一項」に、「法附則第六十二条第一項に規定する総務省令で定める」を「地方税法施行規則附則第二十八条第一項に規定する」に改める。

（青森県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 青森県県税条例等の一部を改正する条例（令和二年五月青森県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、青森県県税条例第五十二条の二第二項第一号の改正規定中「第五十二条の二第二項第一号」を「第五十二条の二第一項中「第三条の三の三第一項」を「第三条の三の二第一項」に、「第三条の三の三第四項」を「第三条の三の二第四項」に改め、同条第二項第一号」に改め、同条第五項の改正規定中「第五十三条第五十九項前段」を「第五十三条第六十七項前段」に、「同条第五十九項後段」を「同条第六十七項後段」に改め、同条例第五十三条の改正規定中「若しくは」を「及び」「若しくは」に、「及び」を「を削り、「第九条の七第六項」を「第九条の七第五項」に改め、「」に改め、同条例附則第八条の四の二第一項の改正規定中「第三十五項」に」の下に「、「法人税割額から」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に加え、「第五十三条第三十九項及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）を「第五十三条第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項）に、「及び同条第四十二項」

を「及び同条第五十項」に改める。

(青森県産業廃棄物税条例の一部改正)

第三条 青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「明りよう」を「明瞭」に改め、同条第三項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第四項を削る。

附 則

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第一条中青森県税条例附則第二十一条第一項の改正規定及び第二条の規定は公布の日から、第一条中同条例第五十六条第一項第三号並びに第六十条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三項の規定は令和四年四月一日から、第一条中同条例附則第三条の三第一項の改正規定及び次項の規定は令和六年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第三条の三第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第百九条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

5 第三条の規定による改正後の青森県産業廃棄物税条例第十五条第三項の規定は、令和四年一月一日以後に作成する帳簿について適用する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「第一節 過疎地域における課税免除（第二条―第五条）」

第二節 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除（第六条―第八条）」

第三節 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除（第九条―第十一条）」

第四節 復興産業集積区域における課税免除（第十二条―第十四条）」

「第一節 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除（第二条―第四条）」

第二節 承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除（第五条―第七条）」

第三節 産業振興促進区域における課税免除（第八条―第十一条）」

「第十七条」を「第十二条―第十四条」に、「第十八条―第二十条」を「第十五条―第十七条」に、「第二十一条―第二十三条」を「第十八条―第二十条」に、「第二十四条」を「第二十一条」に改める。

第一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）第八条第一項に規定する市町村計画（以

下「市町村計画」という。）に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）における県税の

特別措置

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二章第一節を削る。

第六条中「第十条第七項第六号」を「(昭和三十二年法律第二十六号)第十条第八項第六号」に、「課税免除」を「課税の免除(以下「課税免除」という。)」に改め、第二章第二節中同条を第二条とし、第七条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(徴収猶予等)

第四条 適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について、当該土地の取得者から課税免除の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると知事が認めた場合においては、当該取得の日から当該土地を敷地とする適用家屋を事業の用に供した日までの期間に限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち課税免除をすべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号。以下「県税条例」という。)第九十一条第三項及び第四項並びに第九十二条の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

3 適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について課税免除の適用があることとなったときは、当該納税者の申請に基づいて、課税免除をすべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

4 地方税法第七十三条の二第十項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第八条を削る。

第二章第二節を同章第一節とする。

第二章第三節中第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。

第十一条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第七条とする。

第二章第三節を同章第二節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 産業振興促進区域における課税免除

(事業税等の課税免除)

第八条 次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める県税の課税免除をする。

- 一 過疎法第二条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて過疎法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては、同条の規定を適用しなかったならば過疎法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を過疎法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。次号において同じ。）又は過疎法附則第五条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次号において同じ。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、過疎法第二条第二項の規定による公示の日（以下この節において「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの期間（以下この節において「対象期間」という。）内に、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（過疎法第二十三条に規定する農林水産物等販売業をいう。ロにおいて同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。イにおいて同じ。）の用に供する設備で租税特別措置法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下この節において「特別償却設備」という。）の取得等（過疎法第二十三条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第

十項に規定する資本金の額等（イにおいて「資本金の額等」という。）が五千万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。次条において同じ。）をした者 事業税、不動産取得税及び固定資産税

イ 製造業又は旅館業 五百万円（資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人が行うものにあつては千万円とし、資本金の額等が一億円を超える法人が行うものにあつては二千万円とする。）

ロ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 五百万円

二 過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるもの 事業税

（課税免除の額）

第九条 前条第一号の規定により課税免除をする額は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業税 個人が行う事業にあつては対象期間内に取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後三年間における各年、法人が行う事業にあつては対象期間内に取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後当該事業年度の開始の日から起算して三年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第二条の規定により計算した額に対して課する事業税額

二 不動産取得税 対象期間内に取得等をした特別償却設備である家屋（以下この節において「適用家屋」という。）及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設

の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税額

三 固定資産税 対象期間内に取得等をした特別償却設備である償却資産(公示日以後において取得したものに限る。) に対して課する固定資産税額(当該償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度以後三箇年度分に限る。)

2 特別償却設備を事業の用に供した日から当該日の属する年の末日又は当該日の属する事業年度の終了の日までの期間が六月に満たない場合において、当該特別償却設備の取得等をした者の申出があつたときにおける前項第一号の規定の適用については、同号中「年以後三年間」とあるのは「年の翌年以後三年間」と、「事業年度以後当該事業年度」とあるのは「事業年度の翌事業年度以後当該翌事業年度」とする。

第十条 第八条第二号の規定により課税免除をする額は、事業開始の日の属する年以後五年間(事業開始の日が公示日の属する年の前年以前である場合にあつては、当該公示日の属する年以後五年間)における各年に係る所得に対して課する事業税額とする。

(徴収猶予等)

第十一条 第四条の規定は、適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について準用する。

第二章第四節を削る。

第十五条第二項第一号イ中「(昭和三十二年政令第四十三号)」を削り、第三章第一節中同条を第十二条とし、第十六条を第十三条とする。

第十七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十四条とする。

第三章第二節中第十八条を第十五条とし、第十九条を第十六条とする。

第二十条中「第十七条」を「第十四条」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条第二項第一号中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、第三章第三節中同条を第十八条とし、第二十二条を第十九条

とする。

第二十三条中「第十七条」を「第十四条」に改め、同条を第二十条とする。

第四章中第二十四条を第二十一条とする。

附則第四項中「第二十一条第二項第一号」を「第十八条第二項第一号」に、「第十六条第一項第二号、第十九条第一項第二号及び第二十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第二号、第十六条第一項第二号及び第十九条第一項第一号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条第一号の規定は、令和三年四月一日（以下「適用日」という。）以後に製造業、情報サービス業等、同号に規定する農林水産物等販売業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の同号に規定する取得等をした者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用する。

3 適用日前に製造の事業、改正前の青森県県税の特別措置に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第一号に規定する農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

4 適用日前に畜産業又は水産業を開始した場合における令和三年までの各年に係る所得（改正後の条例第八条第二号及び第十条の規定の適用がある令和三年に係るものを除く。）に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

5 適用日前に改正前の条例第十二条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

6 適用日からこの条例の施行の日の前日までに納付された事業税及び不動産取得税に係る徴収金が、改正後の条例第八条の規定による課税免除によ

り過納となったときは、その過納額に相当する当該徴収金（改正後の条例第十一条において準用する改正後の条例第四条第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二第十項の規定を受ける不動産取得税に係る徴収金を除く。）は、この条例の施行の日に納付があったものとみなして、同法第十七条の四第一項の規定を適用する。

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 次の表の上欄に掲げる政令の規定の適用がある場合における第七条の規定の適用については、それぞれ同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二条の二第二項	附則第二条の二第一項	三で	六で
	当該計画期間の次の計画期間	三で	令和六年度から令和十一年度まで
附則第二条の二第二項	三で	九で	令和六年度から令和十四年度まで
	当該計画期間の次の計画期間	九で	令和六年度から令和十四年度まで

附則第二条の三第二項	三で	当該計画期間の次の計画期間	三で
	九で	当該計画期間の次の計画期間	六で
附則第二条の三第一項	三で	当該計画期間の次の計画期間	六で
	九で	当該計画期間の次の計画期間	六で
		当該計画期間の次の計画期間	令和九年度から令和十七年度まで
		当該計画期間の次の計画期間	令和九年度から令和十四年度まで

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び別表第十三号中「第九十一条第二項」を「第九十一条第三項」に、「第七十一条第二項」を「第七十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例

青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例（平成五年十月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号を次のように改める。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項（同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第四十一条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の全部又は一部がその区域内にある市町村

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部を改正する条例（令和三年七月青森県条例第二十七号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間における第一条第二項第一号の規定の適用については、同号中「の全部」とあるのは、「又は同法附則第五条に規定する特定市町村の区域（同法附則第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）の全部」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青森県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための道路、公園施設及び信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「県道」の下に「及び県道の旅客特定車両停留施設」を加え、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に、「第三十七条」を「第四十八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円